

外科	竹田智汎	米子市加茂町
		博愛病院
		退職

鳥取県告示第六百四十七号

昭和四十三年七月十八日付けで東伯郡赤崎町大字竹内三一五番地村上和則ほか十六人の者から申請のあつた以西土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月二十四日

鳥取県知事 石破一朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十三年九月二十五日から三十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十八号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同

法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十四日

鳥取県知事 石破一朗

- 一 作業種類 通信地図修正測量
- 二 終了年月日 昭和四十三年八月二十九日
- 三 作業地域 日野郡日南町大字折渡、大字宝谷、大字印賀、大字菅沢